



# 事業主の定年の引上げ等に対する新しい助成金 「65歳超雇用推進助成金」 が10月19日から施行されました

- 平成28年度第二次補正予算が成立し、10月19日に厚生労働省令が改正され本助成金が施行されました。
- 本助成金は当機構が申請受付、支給事務を担当します。
- 当機構ホームページにて、制度の概要、申請様式等を掲載し、事業主等からのご相談、申請受付を全国の都道府県支部で行っています。
- 当助成金は事業主が65歳以上への定年引上げ等を行った場合に一定額を助成※するもので、概要は別紙のとおりです。

※ 導入する制度と助成額

	導入する制度	助成額
①	65歳への定年引上げ	100万円
②	66歳以上への定年引上げ 又は定年の定め廃止	120万円
③	希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

## 【制度創設の趣旨】

### ① 多くの高齢者は、65歳を超えても働きたいと考えています。

平成25年の内閣府の調査では、65.9%の方が65歳を超えても働きたいと回答しています。

### ② しかしながら、多くの企業では、65歳までの継続雇用制度の導入等にとどまっています。

高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置については、その多くが継続雇用制度の導入によるものであり、65歳以上への定年引上げ、または定年制の廃止による措置を講じている企業は20%に達していない状況です。

### ③ そこで、定年の引上げや継続雇用年齢の延長など社内制度の整備を支援します。

65歳以上への定年引上げや希望者全員66歳以上までの継続雇用制度の導入によって、従業員の方が安心して働くことができるよう、社内制度を整備し、高齢者を活用いただくことが重要です。

お問合せ：高齢者助成部管理課  
(担当：中井/首藤)  
TEL：043-297-9535  
FAX：043-297-9552

発行：企画部情報公開広報課  
TEL：043-213-6207  
URL：<http://www.jeed.or.jp>  
mail：[info@jeed.or.jp](mailto:info@jeed.or.jp)

# 65歳超雇用推進助成金の概要

## (1) 助成金制度の概要

平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則に以下の制度を規定し、制度を実施した場合に助成します。(1事業主につき1回限り)

	導入する制度	助成額
①	65歳への定年引上げ	100万円
②	66歳以上への定年引上げ 又は定年の定め廃止	120万円
③	希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみを支給となります。

### 【主な支給要件】

- ・導入する制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の第8条・9条1項のいずれの規定にも違反していないこと。
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること。
- ・支給申請日の前日において、申請事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者（定年の引上げ等を行う労働協約又は就業規則の適用を受ける期間の定めのない労働契約を締結する定年前の労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者）が1人以上いること。
- ・定年の引上げ等に関して、過去に高年齢者雇用安定助成金の支給を受けていないこと。

※他にも必要な要件がありますので、ホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) をご確認ください。  
(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)

## (2) 申請手続

- ・制度を実施した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行ってください。  
(事前の計画の認定は不要です。)
- ・お問い合わせ、ご相談、申請等については、主たる雇用保険適用事業所の所在する都道府県の機構支部 高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）までお願いします。
- ・申請様式及び申請方法について詳しく説明した「支給申請の手引き」を当機構のホームページでご案内をしています。